

休業補償請求書
休業援護金申請書

認定番号	
請求回数	第 回

地方公務員災害補償基金 大分県 支部長 殿 下記の休業補償（休業援護金）を請求（申請）します。	請求（申請）年月日	年	月	日
	請求（申請）者の住所			
フリガナ 氏 名				
個人番号				

1 関被する職事員項に	所属団体名	フリガナ 氏 名
	所属部局名	年 月 日生（ 歳）
	職 名 <input type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	負傷又は発病の年月日 年 月 日

2 日請求数等	年 月 日から 年 月 日まで のうち 日	{ 全部休業した日数 日 一部休業した日数 日
	[全部休業した日に支払われた給与の額 円] [一部休業した日に支払われた給与の額 円]	

*3 長所の属証明書の	1及び2については、下記のとおりであることを証明します。	
	年 月 日	所属部局の { 名 称 所 在 地 長の職・氏名

4 休業補償	全部休業した日についての計算	(平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額) 円 × $\frac{60}{100}$ - 円 = 円	(請求日数) 円 × 日 = 円 (A)
	一部休業した日についての計算	(平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額) 円 - 円 = 円 (ア)	(総務大臣が最高限度額として定める額) 円 (イ)
		(ア) 又は (イ) のうちいずれか低い額 円 × $\frac{60}{100}$ = 円	(請求日数) 円 × 日 = 円 (B)
	請求金額	(A) + (B)	円

5 休業援護金	全部休業した日についての計算	①休業補償を受ける場合 (平均給与額) 円 × $\frac{20}{100}$ = 円	(請求日数) 円 × 日 = 円 (C)
		②休業補償を受けない場合 (平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額) 円 × $\frac{80}{100}$ - 円 = 円	(請求日数) 円 × 日 = 円 (D)
	一部休業した日についての計算	(平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額) 円 - 円 = 円 (ウ)	(総務大臣が最高限度額として定める額) 円 (イ)
		(ウ) 又は (イ) のうちいずれか低い額 円 × $\frac{20}{100}$ = 円	(請求日数) 円 × 日 = 円 (E)
	申請金額	(C) + (D) + (E)	円

6 他法年金の受給関係	<input type="checkbox"/> の被保険者であった。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではなかった。
-------------	--

〔注意事項〕裏面参照。

*7 医 師 の 証 明	傷病名		現在の状態
	請求日数のうち療養のため勤務することが できなかったと認められる日数		年 月 日
	年 月 日から 年 月 日まで	のうち 日	<input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医 <input type="checkbox"/> 継続中
上記のとおりであることを証明します。		医療機関の	名称 所在地 医師の氏名
年 月 日			

8 送 金 希 望 口 座 等	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (本請求(申請)書に記載の個人番号を利用して公金受取口座との情報連携を行うことに同意する。)		
	<input type="checkbox"/> 任意の口座を指定する		
	金融機関名 口座番号	本支店等名 口座名義人氏名(フリガナ)	口座種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
<input type="checkbox"/> その他			

*受理 (到達した年月日)	所属部局 年 月 日	任命権者 年 月 日	基金支部 年 月 日
*決定金額	休業補償 法第30条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 円	*通知	年 月 日
	休業援護金 円	*支払	年 月 日
	合計 円		

〔注意事項〕

- 請求(申請)者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。ただし、2回目以後の請求において個人番号に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 「2 請求日数等」の欄は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)第26条の3に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。
- 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「全部休業した日についての計算」の「(平均給与額)」には、「平均給与額算定書(2号紙)」の「2 平均給与額」の金額を、「一部休業した日についての計算」の「(平均給与額)」には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、平均給与額が法第2条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を超えている場合であっても、当該最高限度額を適用しない金額を記入すること。
- 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「総務大臣が最高限度額として定める額(イ)」は、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、法第2条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を記入すること。
- 「6 他法年金の受給関係」の欄は、請求する休業補償と同一の事由により地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号。以下「令」という。)附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者であった。」を選択するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額及び支給開始年月等を記載した書類を添付すること。ただし、基金が情報提供ネットワークシステムを利用することによりその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。また、この請求書に係る補償の支給決定後に令附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書面で報告すること。
- 「*7 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、すでに療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求め、記入する必要はないこと。
- 「8 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
- 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、2回目以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 年月日の記載には元号を用いる。

平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	年 月 日生	補償の種類	
-------------------	--------	-------	--

1 平均給与額算定内訳

災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与
(通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)

給与期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	計	備考
総日数	日	日	日	日	
勤務した日数	日	日	日	日	
控除日数	日	日	日	日	
給 与	給料	円	円	円	円
	扶養手当	円	円	円	円
	地域手当	円	円	円	円
	住居手当	円	円	円	円
	通勤手当	円	円	円	円
	時間外勤務手当	円	円	円	円
	宿日直手当	円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
	計	円	円	円	円

(A) 法第2条第4項本文による金額

(給与総額) (総日数) 寒冷地手当
〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕

$$\frac{\text{円}}{\text{日}} = \text{円 銭 (イ)} \quad \text{円} \times 5 \div 365 = \text{円 銭 (ロ)}$$

$$\text{(イ)} + \text{(ロ)} = \text{円 銭}$$

(B) 法第2条第4項ただし書による金額

〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額〕 (勤務した日数)

$$\frac{\text{円}}{\text{日}} \times \frac{60}{100} = \text{円 銭 (ハ)}$$

(その他の給与の総額) (総日数)

$$\frac{\text{円}}{\text{日}} = \text{円 銭 (ニ)}$$

$$\text{(ロ)} + \text{(ハ)} + \text{(ニ)} = \text{円 銭}$$

(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)

(寒冷地手当の額) $\left[\frac{\text{控除日の属する月の給与の月額}}{365} \times 5 \right]$ + $\left[\frac{\text{その月の総日数}}{\text{控除日数}} \right]$ × $\left[\frac{\text{減額された給与の額}}{\text{控除日数}} \right]$ = 円 銭 (ホ)

(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭 (ヘ)

$$\text{(ホ)} + \text{(ヘ)} = \text{円 銭 (ト)}$$

$$\frac{\left[\frac{\text{寒冷地手当の額}}{365} \times \text{総日数} \right] + \left[\frac{\text{給与総額}}{\text{控除日数}} \right] - \text{円 銭}}{\text{総日数} - \text{控除日数}} = \text{円 銭}$$

(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)

〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額 (控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く)

$$\frac{\text{円}}{\text{日}} \times \frac{60}{100} = \text{円 銭 (チ)}$$

(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ)

$$\frac{\left[\frac{\text{寒冷地手当の額}}{365} \times \text{総日数} \right] + \left[\frac{\text{給与総額}}{\text{控除日数}} \right] - \text{円 銭}}{\text{総日数} - \text{控除日数}} = \text{円 銭 (リ)}$$

$$\text{(チ)} + \text{(リ)} = \text{円 銭}$$

別紙

〔注意事項（2号紙）〕

- 1 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する口にレ印を記入すること。
- 2 「1 平均給与額算定内訳」の「勤務した日数」には、現実に勤務した日のほか、有給休暇等の日を含めた日数を記入すること。
- 3 「1 平均給与額算定内訳」の「控除日数」には、1日の全部又は一部について、次に掲げる事由により勤務することができなかった日数を記入し、併せて当該事由を「備考」に記入すること。
 - （1） 傷病の療養のため勤務することができなかった場合
 - （2） 出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）から出産後8週間以内において勤務しなかった場合
 - （3） 育児休業の承認を受けて勤務しなかった場合
 - （4） 介護のため承認を受けて勤務しなかった場合
 - （5） 地方公共団体（職員が当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該地方独立行政法人）の責に帰すべき事由によって勤務することができなかった場合
 - （6） 職員団体の業務に専ら従事するために勤務しなかった場合
 - （7） 親族の傷病の看護のため勤務することのできなかった場合
 - （8） 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかった場合
- 4 「1 平均給与額算定内訳」の「給与」のうち「時間外勤務手当」、「宿日直手当」等翌月払いの手当については、その月の支払済額ではなく、実際に勤務した月に直して記入すること。
- 5 （A）欄の「寒冷地手当」は、災害発生の日に支給地域に在勤し、かつ、災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去1年間に支給を受けたときに限り記入すること。
- 6 ①欄及び②欄の「地域手当」には、給料及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額のみを記入し、管理職手当の月額に対する地域手当の月額は含まないこと。
- 7 地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する給与が日額で定められている職員に係る①欄及び②欄の「給料」には、給与日額に次に掲げる区分に応じ、次に掲げる数を乗じて得た額を記入すること。
 - （1） 土曜日を休日としている地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。） 21
 - （2） 第2土曜日及び第4土曜日を休日としている地方公共団体等 23
 - （3） （1）及び（2）以外の地方公共団体等 25
- 8 （G）欄及び（I）欄の「（総務大臣が定める率）」は、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第3条第4項の規定に基づき総務大臣が定める災害発生の日の属する期間の区分に応じた率であること。なお、（G）欄及び（I）欄の「基本的給与の月額①」は、災害発生の日が昭和60年4月1日前にあるときは、同日における基本的給与の月額となること。
- 9 （K）欄は、年金たる補償以外の補償を請求する場合に記入すること。
- 10 （L）欄は、年金たる補償及び休業補償（療養を開始して1年6月を経過している場合に限る。）を請求する場合に記入すること。
- 11 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第3条に規定する派遣職員にあつては、「1 平均給与額算定内訳（災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与）」には、派遣等の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与を、（A）欄には外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第5条第2項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和62年自治省令第31号。以下「省令」という。）第1条第1項の規定による金額を、（J）欄には省令第1条第3項による金額のうち最も高い金額を、（K）欄には省令第2条の規定による金額を、（L）欄には省令第4条又は第5条の規定による金額を記入し、省令第1条第3項の規定による計算の内訳を別紙として添付すること。
- 12 平均給与額の計算過程においては、端数処理は行わないこと。